

学校再編に係る地域協議会の目的、協議内容、運営方法等について

1 地域協議会の目的

生駒市教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」を踏まえ、生駒南小学校と生駒南第二小学校の再編について、保護者・地域（就学前児童の保護者を含む。）としての方向性をとりまとめるため、地域協議会を設置します。

2 協議内容

- ①基本的な考え方で示された再編案（生駒南小学校と生駒南第二小学校との統合。以下「原案」といいます。）を検討するに当たり懸念される課題・必要な対応について協議します。
- ②原案に対する一部修正や追加提案等があれば、その修正案・提案等（小規模校を存続させる場合の具体的な方策等）について協議します。
- ③方向性をとりまとめるためのその他の検討事項



- ④保護者・地域としての再編に対する方向性として、意見書を取りまとめ、市教育委員会に提出します。

3 運営方法

- ①協議会は原則公開で開催し、開催1週間前を目途に市HPで日時等を周知します。
- ②協議会の冒頭に、協議すべき内容、スケジュール、資料等について共通理解を図ります。
- ③できる限り全ての参加者が発言できるように配慮します。
- ④協議会の進行は、会長（議事進行役）が行います。事務局職員は、必要ある場合は質問に対する説明を行います。
- ⑤必要に応じて、関係者の方に参加いただき、意見を聴取し、協議の際の参考とします。
- ⑥会議終了後は、会議要旨を作成し、会議資料と併せて市HPで公表します。

4 参加者の役割

- ・毎回、次回会議までに協議内容に関して、できるだけ意見等を整理し、とりまとめ、保護者・地域の皆さまのご意見を代弁していただくこと。
- ・地域協議会の状況を地域・保護者の皆様にお伝えいただくこと。